

厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会(10月20日)の議論を踏まえた対応方針

第104回(令和4年10月26日)

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード

資料2-4

事務局提出資料

1. 新型コロナワクチンの接種間隔について

薬事・食品衛生審議会における評価等を踏まえ、特例臨時接種において、ファイザー社及びモデルナ社それぞれの**従来型ワクチン及びオミクロン株対応2価ワクチン**を用いて追加接種を実施する場合、前回の接種からの**接種間隔を「5ヶ月以上」から「3ヶ月以上」に短縮**する。

2. スケジュール

	9月	10月	~12月
薬事・食品衛生審議会	オミクロン株対応ワクチン(BA.4/5) ▼9月13日(P)承認申請 10月5日 医薬品第二部会開催▼	オミクロン株対応ワクチン接種間隔 10月19日 医薬品第二部会開催▼	
厚生科学審議会	<p>9月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オミクロン株対応ワクチン接種(BA.1) <p>2価のオミクロン株対応ワクチン(BA.1)による追加接種を、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓接種目的は、重症化予防はもとより、感染予防、発症予防 ✓接種対象者は、初回接種を終了した接種可能な年齢の全ての者 ✓接種間隔等は、添付文書の内容等を踏まえ、前回の接種から少なくとも5ヶ月以上の間隔を空け、1回の接種 <p>※ 接種間隔は、薬事・食品衛生審議会における議論等を踏まえ、今後、接種間隔を短縮する方向性で検討し、10月下旬までに結論を得る。</p> <p>9月20日 B A. 1 接種開始</p>	<p>10月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オミクロン株対応ワクチン接種(BA.4/5) <p>2価のオミクロン株対応ワクチン(BA.4-5)による追加接種を、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけ。必要な省令改正等を諮問。</p> <p>10月13日 B A. 4-5 接種開始</p> <p>※ そのほか、6ヶ月~4歳の小児に対する新型コロナワクチンの初回接種に関する必要な省令改正等を諮問。</p>	<p>10月20日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オミクロン株対応ワクチン接種間隔の短縮 <p>2価のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種の接種間隔の短縮について議論。必要な省令改正等を諮問。</p> <p>10月21日 接種間隔短縮</p> <p>令和3年・4年いずれも年末年始に感染の波が到来したことを踏まえ、重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にも2価のオミクロン株対応ワクチンによる接種を、年末までに接種が完了するように、接種体制を整備。</p>
供給	V-SYS登録 → 配送準備(検定合格後) → 配送	V-SYS登録 → 配送準備(検定合格後) → 配送	10月末までの配送ワクチン: 8010万回 10月末までの対象者数: 7,603万人